

修学資金・資格取得 支援資金貸与規程

医療法人社団 仙齡会

修学資金・資格取得支援資金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、医師、看護師、准看護師、その他医療従事者となるために、修学しようとする者又は就学中の者で卒業後、医療法人 社団 仙齡会(以下「仙齡会」という。)に勤務しようとするもの若しくは仙齡会に在職する者で業務遂行上必要な特定の資格を得るために講習会等に参加する者に対して、仙齡会が修学資金又は資格取得支援資金を貸与して、職員の充実及び資質の向上並びに医療水準の向上に資することを目的とする。

(修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与)

第2条 仙齡会は、医師、薬剤師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、介護福祉士、介護支援専門員、その他仙齡会理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める者で、次の各号に掲げる要件いずれかを備えている者に対して、修学資金又は資格取得支援資金を貸与するものとする。

(1) 修学資金

- ア. 仙齡会の職員として在職し、又は仙齡会の職員として採用が予定されていること。
- イ. 大学又は医療従事者の養成施設を卒業後、引続き仙齡会に勤務する意志を有していること。

(2) 資格取得支援資金

- ア. 仙齡会の職員として在職していること。
- イ. 資格取得後、引続き仙齡会に勤務する意志を有していること。

(3) 受験費用

- ア. 仙齡会の職員として在職していること。
- イ. 資格取得後、引続き仙齡会に勤務する意志を有していること。

(貸与額)

第3条 修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与額は、次のとおりとする。

(1) 修学資金

- ア. 入学金 「入学金相当額以内」
- イ. 授業料等(月額)
 - (ア) 医師 「10万円以内」
 - (イ) 看護師 「7万円以内」
 - (ウ) 准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、介護福祉士 「3万円以内」
 - (エ) その他 「3万円以内の金額で理事長が必要と認める額」
- ウ. 社会保険料(休職のため給与を支給されない期間内の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の本人負担分に限る。)

(2) 資格取得支援資金

- (ア) 「受講料相当額以内」

(3) 受験費用

- (ア) 介護福祉士、介護支援専門員 「受験費用相当額以内」

(利息)

第4条 修学資金、資格取得支援資金、受験費用(以下、第5条から第7条まで、第9条、第15条及び第16条において、「貸与金」と総称する。)には、利息を付さない。

(保証人)

第5条 貸与金の貸与を受けようとする者は、保証人を1人立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、貸与金の貸与を受けた者と連帯して貸与金返還の債務を負担しなければならない。

(申請)

第6条 貸与金の貸与を受けようとする者は、貸与申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号の1、第2号の2)等必要書類を添えて、所属長の推薦を受け理事長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の申請に基づいて、貸与金の貸与を決定したときは、貸与決定書(様式第3号)を当該申請書に交付し、かつ、保証人にその旨通知するものとする。

(貸与の方法)

第8条 修学資金は、毎月の給与支給日に給与支給の方法に準じて、本人に交付する。

- 2 資格取得支援資金は、受講料等の納付期限までに、直接本人に交付する。但し、介護福祉士、介護支援専門員の資格取得支援資金は資格取得後に直接本人に交付する。
- 3 受験費用は、資格取得時に直接本人に交付する。
- 4 前項の規定により、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者は、直ちに領収書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(貸与の決定の取消)

第9条 理事長は、貸与金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に対する貸与の決定を取り消し、貸与を停止するものとする。

- (1) 第2条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業・成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 本人が、貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、理事長が、貸与金を支給することが不適當であると認めたとき。

(借用総額確認書)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、貸与期間が終了したときは、直ちに借用総額確認書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第11条 修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者は、次の各号に掲げる期間内に、

貸与を受けた全額を仙齡会に返還しなければならない。

(1) 修学資金

大学又は医療従事者養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して、1年(在学期間が1年を超える場合は、在学期間に相当する期間)

(2) 資格取得支援資金、受験費用

資格取得のための講習会等が終了した日の属する月の翌月から起算して、1年

2 前項の規定にかかわらず、修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けていた者が、仙齡会を退職したときは、直ちに未返還額の全額を返還しなければならない。

(返還の免除)

第12条 修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者が、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる金額の返還は免除する。

(1) 本人が、死亡したときは、全額

(2) 修学資金の貸与を受けた者が、卒業後、仙齡会に在職する期間が貸与期間の2倍に相当する期間に達した時は、全額

(3) 前号の在職期間が、貸与期間の2倍に相当する期間に満たないで、退職したときは、以下の計算式によって得られた金額を免除する

$$\frac{\text{貸与を受けた修学資金の総額} \times \text{卒業後、仙齡会に在職した月数 (1カ月未満は切捨)}}{\text{貸与期間の月数} \times 2}$$

(4) 資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者は、以下の計算式により得られた金額を免除する
貸与を受けた資格取得支援資金又は受験費用の総額 ÷ 36 × 資格取得後、仙齡会に在職した期間 (1カ月未満は切捨)

(返還の猶予)

第13条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が、貸与期間終了後仙齡会に引続き勤務した場合は、貸与期間の2倍に相当する期間、返還を猶予する。

2 理事長は、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者が、資格取得後引続き仙齡会に在職する場合は、3年間、返還を猶予する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、修学資金、資格取得支援資金、受験費用の貸与を受けた者が、仙齡会を退職したときは、直ちに返還の猶予を取り消すものとする。

第14条 第12条の規定による返還の免除又は前条の規定による返還の猶予を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第6号)又は返還猶予申請書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請に基づいて、返還の免除又は猶予の決定をしたときは、当該申請者及び保証人に対して、その旨を通知するものとする。

(延滞利息)

第15条 貸与金の貸与を受けた者が、第11条に規定する返還期間を過ぎても返還しないときは、返還期間経過後、返還をする日までの日数に応じ、返還未納の金額につき年10.5%の割合で計算した延滞利息を付するものとする。

(届出)

第16条 貸与金の貸与を受けている者又は受けた者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 本人又は保証人が氏名もしくは住所を変更したときは、住所・氏名変更届(様式第8号)
- (2) 保証人の死亡・破産宣告等によって、その変更の必要が生じたときは、保証人変更届(様式第9号)
- (3) 貸与金の貸与を辞退しようとするときは、貸与辞退申出書(様式第10号)

(補則)

第17条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

付 則

1. この規程は、平成3年12月21日から実施する。
2. 看護学生修学資金貸付規程(昭和63年5月1日実施)は、廃止する。
3. 平成21年 7月 1日改定

(様式 略)